

一般社団法人日本老年歯科医学会 認定歯科衛生士専門審査制度規則施行細則
(2024年6月25日改正)

(抜粋)

第3条 規則第8条に基づく認定歯科衛生士(老年歯科)の専門審査申請のための認定研修は、研修単位で表し、次に定める各号により算定するものとする。

専門審査申請のために必要な研修単位は46単位とする。

1) 細則第2条に該当する施設での高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関する経歴

下記(2)を必ず含み14単位以上

- | | | |
|-------------|---------|-----|
| (1) 臨床経験 | 1年につき | 3単位 |
| (2) 症例・事例報告 | 1症例(事例) | 5単位 |

2) 本会が主催する学術大会または研修会等への出席

14単位以上を必要とする。なお、各研修単位は、日時、時間にかかわらず1回あたりのものとし、学術大会会期中に開催される本会歯科衛生士関連委員会シンポジウムに1回以上出席すること。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 本会学術大会 | 5単位 |
| (2) 本会主催および本会歯科衛生士関連委員会主催の各種研修会 | 4単位 |
| (3) 学術大会会期中に開催される本会歯科衛生士関連委員会シンポジウム | 4単位 |

3) 高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関する発表

筆頭著者(演者)、共著者(共同演者)にかかわらず、**14単位以上を必要とする。**

- | | | |
|---------------------------|------|------|
| (1) 論文発表「老年歯科医学」 | 筆頭著者 | 15単位 |
| | 共著者 | 5単位 |
| 本会が認定した関連学会の学術雑誌 | 筆頭著者 | 6単位 |
| | 共著者 | 2単位 |
| (2) 学会発表(ポスター発表を含む)本会学術大会 | 筆頭演者 | 10単位 |
| | 共同演者 | 3単位 |
| 本会が認定した関連学会の学術大会 | 筆頭演者 | 5単位 |
| | 共同演者 | 2単位 |